

県内の廃棄物3R 促進に係る 施設整備費を補助します

熊本県では、環境負荷の少ない循環型社会の形成を図るため、県内の産業廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを促進し、廃棄物の排出量抑制等につながる①先進的な施設の整備（技術的な先進性だけでなく、県内で普及していない施設を含む。）、②リサイクル率の向上や二酸化炭素の排出抑制が見込まれる施設の整備について、対象経費の一部を助成します。

◆補助対象者

熊本県内に事業所等を有し、活動している法人格を有する団体であること

- (1) 産業廃棄物排出事業者
- (2) 産業廃棄物処理業者（廃棄物及び清掃に関する法律の規定に基づく許可を有するもの）

◆補助対象事業

施設整備事業

- ① 産業廃棄物の3R向上が見込まれる先進的な施設の整備（技術的な先進性だけでなく、県内で普及していない施設を含む）
- ② リサイクル率向上、二酸化炭素排出抑制が見込まれる施設の整備

※優先補助対象：廃プラスチック又は食品廃棄物の3R（熱回収、BDF製造等含む）を目的とする事業

◆補助率及び補助限度額

- ① 3R向上が見込まれる先進的な施設の整備：補助対象経費の2分の1以内
- ② リサイクル率向上や二酸化炭素排出抑制が見込まれる施設の整備
：補助対象経費の3分の1以内

※二酸化炭素排出抑制効果が高いと認められるものについては、2分の1以内

- ①、②の合計、2,000万円（総額）以内

◆申請受付期間

令和5年（2023年）5月19日（金）から6月30日（金）まで
（※原則、郵送により受け付けます）

◆補助事業実施期間

交付決定の日から令和6年（2024年）3月8日（金）まで

※制度の詳細や申請様式、必要書類等については、下記の熊本県ホームページをご参照ください。

「令和5年度（2023年度）熊本県産業廃棄物排出量抑制支援事業費補助金について」

（URL：<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/53/50757.html>）

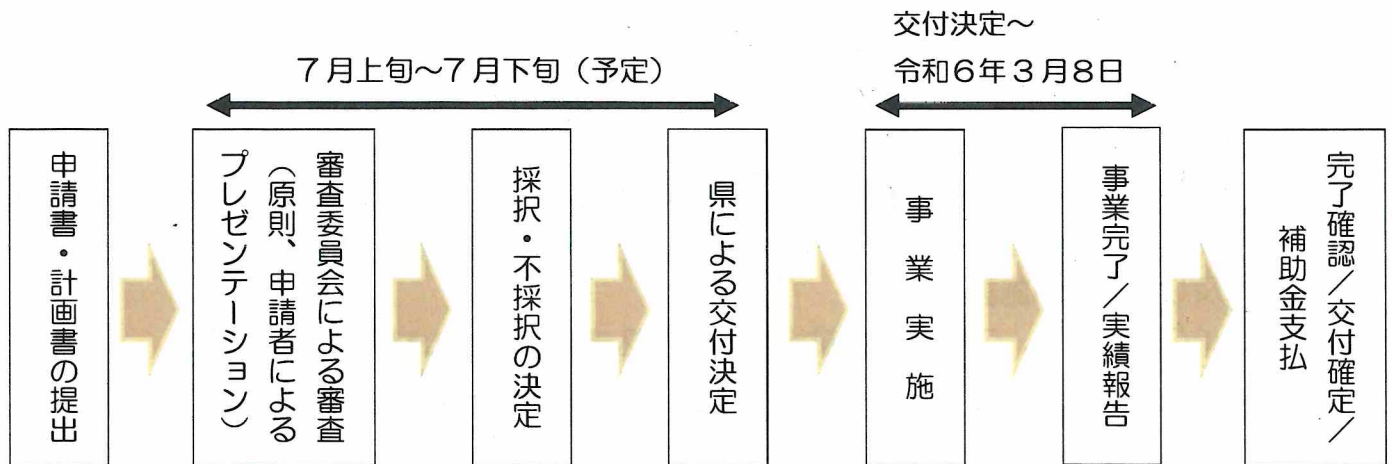
◆補助対象経費

施設整備事業
本体工事費、付帯工事費、機械器具費など

◆申請に必要な書類等

1. 補助金交付申請書（別記第1号様式）
2. 事業実施計画書（別記第2号様式）
3. 事業に係る資金計画書（別記第3号様式）
4. 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
5. 直近過去3年間の決算書
6. 会社案内等（パンフレット）
7. その他（上記1～3を補完する資料等）

◆申請から事業完了までの流れ



※有識者で構成される委員会の意見を踏まえ補助事業及び補助金額を決定します。

■採択の対象外になるもの

- ・県内で普及済みの施設整備に関するもの

※申請にあたってのお願い

原則、郵送での申請とします。（当日消印有効）

電話、メール、FAXによる申請はできません。

（お問い合わせ・申請書提出窓口）

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県環境生活部 環境局 循環社会推進課 資源循環推進班

（電話）096-333-2628 （FAX）096-383-7680